

平成26年

第4回市議会定例会 議案第57号

公の施設の指定管理者の指定について  
次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成26年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 函館市公民館および函館市亀田公民館の指定管理者

(1) 公の施設の名称および位置

その1

名称 函館市公民館

位置 函館市青柳町12番17号

その2

名称 函館市亀田公民館

位置 函館市富岡町1丁目18番3号

(2) 指定管理者の住所、名称および代表者の氏名

住所 函館市湯川町1丁目32番1号

名称 公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団

代表者の氏名 理事長 佐々木 茂

(3) 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

(根拠規定)

地方自治法第244条の2第6項